

平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県版）

平成19年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる 高齢者虐待防止法）」に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県版）の概要は、以下のとおりでした。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

県内の26市町で受け付けた相談・通報総数は、5件でした。

（参考：H18年度の相談・通報総数は3件）

市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は0件でした。

（参考：H18年度の虐待判断件数は0件）

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

県内の26市町で受け付けた相談・通報総数は、315件でした。

（参考：H18年度の相談・通報総数は、301件）

市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は221件（被虐待者数221人）でした。

（参考：H18年度の虐待判断件数202件、被虐待者数203人）

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が47.6%と最も多く、次いで「当該市町行政職員」が11.7%、「家族・親族」が11.1%でした。

表 - 1 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人	150	13	20	20	35	6	37	6	33	0	320
%	47.6	4.1	6.3	6.3	11.1	1.9	11.7	1.9	10.5	0	-
H18 %	48.5	4.7	11.6	5.3	9.3	1.7	9.0	2.7	11.3	0	-

（注）・相談・通報者（合計320人）は複数回答であるため、相談・通報総数315件と一致しない。

・%は、相談・通報総数315件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が51.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が38.5%、「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」が36.7%、「経済的虐待」が31.2%でした。

表 - 2 虐待の種類・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	114	81	85	0	69	349
%	51.6	36.7	38.5	0	31.2	-
H18 %	53.0	36.6	33.7	0	30.2	-

（注）・虐待の種類・類型（合計349件）は複数回答であるため、虐待判断の件数221件と一致しない。

・%は、虐待判断の件数221件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

#### (4)被虐待者の状況について

##### ア. 被虐待者の約8割が女性

性別では、「女性」が79.2%、「男性」が20.8%と、「女性」が被虐待者の8割近くを占めています。

##### イ. 被虐待者の約9割が75歳以上

年齢階層別では、「85～89歳」が25.8%と最も多く、次いで「80～84歳」が22.6%、「75～79歳」が22.2%、「90歳以上」が17.2%でした。これら4つの年齢階層を合わせると87.8%であり、被虐待者の9割近くが75歳以上の年齢でした。

表 - 3 被虐待者の年齢階層

	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人	9	17	49	50	57	38	1	221
%	4.1	7.7	22.2	22.6	25.8	17.2	0.5	100.0
H18 %	6.4	31.5	43.8	17.2	1.0	100.0		

##### ウ. 4割以上が息子からの虐待

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が44.4%と最も多く、次いで「息子の配偶者」が20.3%、「娘」が13.7%の順でした。

表 - 4 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配 偶者(嫁)	娘の配偶 者(婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人	21	8	107	33	49	5	3	4	11	0	241
%	8.7	3.3	44.4	13.7	20.3	2.1	1.2	1.7	4.6	0	100.0
H18 %	11.1	4.1	36.5	11.5	23.4	2.0	0.8	5.7	4.1	0.8	100.0

(注)・虐待者の続柄(合計241人)は複数回答であるため、虐待判断の件数221件と一致しない。

#### (5)虐待への対応策について

虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が25.7%で、4分の1以上の事例で「入所施設等の利用」が行われていました。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、63.1%であり、これらの事例では、「養護者に対する助言・指導」や、「現行のケアプランの見直し」等が行われていました。

##### (集計上の留意点)

- ・高齢者本人の年齢が65歳以上の事例を対象としています。
- ・原則として、平成19年4月1日～平成20年3月31日の期間に各市町で新たに相談または通報として受理した事例を基本として集計しています。

調査結果の詳細については、滋賀県ホームページの 元気長寿福祉課 認知症対策担当に掲載。